（平成二十九年総務省告示第四百二号の一部訂正）

第五条　平成二十九年総務省告示第四百二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	
政党の名称	異動事項
［略］	
民進党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
［略］	
日本維新の会	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
［略］	

新	旧	異動年月日
四九一 四九一	五〇〇 五〇〇	（届出年月日 平成二十九年八月二日）
一三九 一三九	一三六 一三六	（届出年月日 平成二十九年八月十五日）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

訂正前	
政党の名称	異動事項
［同上］	
民進党	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
［同上］	
日本維新の会	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
［同上］	

新	旧	異動年月日
四九三 四九三	五〇〇 五〇〇	（届出年月日 平成二十九年八月二日）
一四〇 一四〇	一三六 一三六	（届出年月日 平成二十九年八月十五日）

（平成二十九年総務省告示第四百十九号の一部訂正）

第六条　平成二十九年総務省告示第四百十九号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	
政党の名称	異動事項
［略］	
日本維新の会	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
［略］	

新	旧	異動年月日
一四〇 一四〇	一三九 一三九	（届出年月日 平成二十九年十月十日）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

訂正前	
政党の名称	異動事項
［同上］	
日本維新の会	支部の数 うち法第十四条第二項に規定する支部の数
［同上］	

新	旧	異動年月日
一四一 一四一	一四〇 一四〇	（届出年月日 平成二十九年十月十日）